

新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

用途地域の指定のない区域内の建築物の制限						
旧			新			
(本文省略)			(本文省略)			
	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		法第52条第1項第6号の規定に基づく数値	法第52条第2項第3号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法別表第3の5項(に)に基づく数値	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
1	用途地域の指定のない区域で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に定める、幅員18メートル以上の幹線街路に接続する土地の区域で、当該道路に係る都市計画で定められた区域の境界線からの水平距離が50メートルの部分(都市計画法第8条第1項第7号に定める風致地区の区域を除く。)	10分の20	0.4	10分の6	1.25	1.25
1	用途地域の指定のない区域で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に定める、幅員(すみ切りの幅員を除く。) <u>18メートル以上の幹線街路(別図に掲げる区間又は平成22年4月5日以降に当該道路の新設に関する工事に着手された区間に限る。)</u> に接続する土地の区域で、当該道路に係る都市計画で定められた区域の境界線からの水平距離が50メートルの部分(都市計画法第8条第1項第7号に定める風致地区の区域を除く。)	10分の20	0.4	10分の6	1.25	1.25
2	1の項に掲げる区域を除く区域で、この告示の施行の際建築基準法の規定による確認の処分が、容積率にあっては10分の8を超えてなされている敷地で現にその建築物が存する敷地	10分の10	0.4	10分の5	1.25	1.25
2	1の項に掲げる区域を除く区域で、この告示の施行の際建築基準法の規定による確認の処分が、容積率にあっては10分の8を超えてなされている敷地で現にその建築物が存する敷地	10分の10	0.4	10分の5	1.25	1.25
3	1の項及び2の項に掲げる区域を除く用途地域の指定のない区域	10分の8	0.4	10分の5	1.25	1.25
3	1の項及び2の項に掲げる区域を除く用途地域の指定のない区域	10分の8	0.4	10分の5	1.25	1.25

別図(省略)